

総務常任委員会

平成24年9月24日（月曜日）

総務常任委員会

平成24年9月24日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第10号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第15号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長 木内 欽市
委員 高橋 利彦
委員 太田 將範
委員 大塚 祐司

副委員長 伊藤 保
委員 柴田 徹也
委員 飯嶋 正利

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 俊介

説明のため出席した者（20名）

副市長 増田 雅男
行政改革推進課長 林 清明
企画政策課長兼被災者支援室長 米本 壽一
税務課長 佐藤 一則
会計管理者 宮應 孝行
監査委員兼支務局長 馬淵 一弘

秘書広報課長 伊藤 浩
総務課長 加瀬 寿一
財政課長 加瀬 正彦
市民生活課長 斉藤 馨
消防長 佐藤 清和
その他担当員 9名

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋
主 査 榎 澤 茂

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆さん方には、暑い中、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました議案第10号と第15号の2議案であります。審査していただきたいと思います。なお、午後からは視察もあるようでございますけれども、委員の皆様方には、付託された議案を慎重審議のほどをよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつに代える次第でございます。

では、木内委員長、よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、議案第10号、平成24年度一般会計補正予算、それと議案第15号、旭市火災予防条例の一部改正の2議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようよろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本日はご苦勞さまでございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての2議案であります。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げておりますけれども、今回の補正額20億4,500万円を加えたあとの予算規模は、289億5,300万円で、前年度の同時期と比較いたしますと10%の減となります。

補正予算書の10ページをお願いいたします。

中ほどの18款繰越金について申し上げます。

平成23年度決算に基づく繰越金、実質収支額でございますが、決算認定で申し上げましたとおり、21億5,521万2,000円となっております。今回の予算計上額は、12億921万2,000円を計上したところでありまして、当初予算で4億円、それから6月の補正で3,824万1,000円を

見ておりましたので、補正後の予算額は16億4,745万3,000円でございます。

23年度の繰越金21億5,521万2,000円から補正後の予算額16億4,745万3,000円を差し引きまして、5億775万9,000円を今後の補正財源として留保しておるものでございます。

次に、もう一点の留保財源ということで、普通交付税について申し上げます。

普通交付税につきましては、今回、補正を行っておりません。ただ、去る7月24日に今年度の額、これが決定されまして、交付決定額は82億8,734万1,000円でございます。前年度と比べまして、2,810万3,000円の減となっておりますが、当初予算計上額の78億円に対してましては、4億8,734万1,000円の増となっております。これも今後の補正予算の財源として留保しておることをお伝えしておきたいと思います。

以上で議案第10号の補足説明を終了させていただきます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 12ページの広報活動費ですか、この需用費611万7,000円についてお尋ねします。

これは被災地あさひの震災記録誌ですか。ということで、この補正予算611万7,000円を組んであるわけですが、目での若干の行ったり来たりは、これはできるということを私も存じておりますが、ただこれだけの金額を、なぜ補正を組まないで記録誌を作ったのか、その辺をまずお尋ねいたします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） お答えいたします。

6月の総務委員会ของときにもお話ししたんですが、やはり作ってみて、非常にいいものができたということもございまして、早いうちに各戸配布をしたいという意向がありました。そんなことがありまして、この前回の委員会の席上で、現計予算を充当させていただきたいというお話をさせていただいて、配布したいということのご了解を得たということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） たしか6月に、現行予算において2万5,000部ですか、追加発注を予定しておりますと、こういうことを説明しております。

そうしますと、こういうことであれば、何でもできちゃうと思うんですね、最初に説明すれば。当然これは補正を組んでやるべきであるし、それとともに、これは、皆さん方は、我々は震災でこれだけ努力したという、これだけ被害を受けたけれども、それが現状はこうなった、それは確かにみんなに知ってもらいたいと思いますけれども、反面また、こういうむごいものをあまり見たくないという人もいるわけですよ。これは立場が変われば物の見方、考え方、まるっきり変わりますからね。むしろこんな金をかけるのなら、被災者にそれだけ救援してやれば、救済してやればという話もあるわけですよ。

ですから、こういうことを予算、何で流用できるの。これは600万円も700万円も流用できたら、これから何でもできちゃう。例えば、建設課だって橋の予算と言いました。今度は道路に回せるわけですよ。

そういう中で、またもう一点ちょっとお尋ねしたいのは、この流用というのは金額的にどのくらいできるのかお尋ねいたします。こんな大きな金額が流用になるのかどうか。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 金額がどのくらいというようなことでございますが、流用という表現が妥当なのかどうかというのは、確かに広報紙を作る予算があって、今回は震災の記録誌ということで、その中では違ったものに流用したという言い方になるのかもしれませんが。

ただ、現計予算がある中で、一たんこの予算を出すということで、それについては一時その予算、執行科目の中での立て替えという形になるんですね。これはあとで予算措置をして、それを補うということ、これ自体は、従来の予算執行の中で認められている、実務提要の中でもそのような記述がございます。

あと、金額的なものは、その本当に必要なものはどれだけあるかによって決まってくると思いますので、金額の制限というのは、幾らというのはここではちょっと言えないのかなと思っております。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この記録誌ですか、全戸に配ったから、皆さん方は広報だと言うかもしれませんが、一般には、これは広報と見る人はいないと思うんですよね。本当の記録誌でしょう。

それから、ですから今、流用云々の問題がありましたけれども、やはりこれだけの予算を補正で組むんですから、当然、予算を組んでから、これを執行するのが当たり前のことだと思うんですね。それで、案外好評であったということですが、それなら何で、6月に補正を

組めばよかったんじゃないかと思うんですよ。その辺はいかがですかね。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 6月にきちんと補正を組んで、早期に出すなら、お配りするなら、やればよかったのではないかということでございます。

6月の段階で、実際には、事業を繰り越しして、ちょうどでき上がってきたころだったと思います。ですから、そのでき上がったものを見て、これは実際に、じゃ、配る時点というのが、タイミングというのがあるかと思うんです。

例えば、今回、9月に防災訓練を実施しています。そうすると、防災のために、この災害を忘れない、いつときも早く避難するための記録誌、そのような形で、できれば早期に配って、意識を高めていきたいということであると、9月の補正でやって、そのあと12月に配るということであっては、少し遅いのかなというところもございまして、これは早期に配ることもやむを得ないのではないかと、そのような形で、今回うちのほうも話を聞いた上で、ここにこういう形でお出しさせていただいたということになっております。

この物自体も、県からの「がんばろう！千葉」ですか、その災害のためのソフト事業の交付金を充ててございますので、そういったものは当然こういったところで、県と協議しながらこういうものをやりたい、よろしいんじゃないかというような話をしながら詰めていっているということでございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） お尋ねをいたします。

12ページ、企画費の中の1番、企画事務費、報償費で19万2,000円、これは中央病院の検討委員会の報償費だそうでございますが、今回、中央病院の予算の中で26億2,500万円、補正で組まれておりますけれども、その大事な中央病院を今後どうしていくかという、そういった会議のための予算が19万2,000円、片や病院の医師宿舎の建設が26億2,500万円ということで、これは大事な話だと思うんですね。この19万2,000円で大丈夫なのかどうなのか。いい会議ができるのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 19万2,000円でいい会議ができるのかというご質問でございますけれども、これはあくまでも市の委員会の報償費が、大体1人6,000円

という金額からはじき出しておりますので、会議の内容と必ずしも一致しないということで、これは本当に申し訳ございません、ご理解をいただきたいと思います。6,000円掛ける人数掛ける4回分を予定してまして、ここに計上したということで、会議の内容とは別物ですよということで、どうかこの辺はご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 分かりました。金額の高ではないということですね。

しかしながら、片や2年先以上にオープンする宿舎に26億2,500万円、ぼんとかけるわけですよ、補正でね。その割には、意気込みの問題でございまして、19万2,000円というのはちょっと心もとないなと感じる次第でございます。

それは、やっぱり旭市にとって中央病院というのは大事な存在ですので、これが経営がどうにかなっちゃうと、これは大変なことになると、市民がみんな危惧しているわけございまして、どうぞその辺をご理解いただいて、当初19万2,000円でしょうけれども、かかることに金をかけるのは仕方がないと思うんですね。

無駄なところにかけるから、みんなが心配するわけで、ですから、必要なところには思い切ってそれは予算を分配して、市民の幸せのためにぜひよろしくお願いしたいと思います。一言申し上げます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（佐藤清和） 本会議におきまして、ご説明差し上げましたとおりでございます。よろしくお願い致します。

○委員長（木内欽市） 議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（木内欽市） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 行政改革推進課から2点、ご報告、ご説明させていただきます。

最初に、お配りいたしました第2次旭市行政改革アクションプラン、平成23年度の進捗状況をご覧いただきたいと思います。

2ページをお開きください。

23年度分の実績について評価した評価の方法について記載されております。実は、22年度はこの評価の方法をA、B、C、D、プラス星のマークということで、記号で分けたいしました。分かりにくいというお話が若干ありましたので、それに変わって、分かりやすいように、完了ですとか、順調ですとか、ちゃんとした日本語で評価したということでもあります。

それに加えて、今回、2ページの表の一番下ですが、実施困難という項目を新たに加えました。これは実際やるつもりでプランに盛り込んだんですが、いろいろ検討した中で、費用対効果が合わないですとか、実施が難しいと、時期が早いと、そういったものもあって、やらないと決めたものが幾つか出てまいりましたので、新たな区分けとして整理をいたしました。

3ページをお開きください。表をご覧くださいと思います。

評価項目数、いろんな区分けがあるんですが、評価項目数の一番下で合計66、これは実は、アクションプランの取り組み項目は60ございます。ただ、それぞれの取り組み項目の中で、複数の課にまたがるものがありました。それについては、それぞれの課から評価の結果をいただきましたので、評価の項目としては66になったということでもあります。

完了から実施困難まで、そこに合計の数が入っておりますが、結果としてこういうものになったということで、完了と順調、おおむね順調、合わせますと、ほぼ79%ということで、79ではだめだろうというお話もあろうかと思いますが、平成23年度はご存じのとおり、3.11の大震災があった中で、新たな取り組みが出てしまったりして、進まなかったものがあるということでもあります。

この冊子の中には、それぞれ完了ですとか、順調ですとか、あるいは未実施、停滞の主なものがそれぞれ説明されておりますので、ご覧いただきたいと思います。きょうは幾つかその中でご説明いたします。

5ページをお開きください。

本会議一般質問でも何回かご説明しておりますが、職員数の推移ということで、職員数の削減に向けた取り組みについてであります。中段の表を見ていただきたいんですが、目標が対前年ということで上に入っております。23年は8人減らそうということ、22年度に8人減らして、23年は8減で迎えようと、それから24年度は、さらに8人減らして迎えようというものでしたが、それぞれ16人、17人の減ということで、24年当初まで、4月1日まで16人減らそうという計画でしたが、現実には33人減らせたということでもあります。

その下に人件費がどうなったということで、23年の減分については、24年が終わらないの

でまだはっきりしませんが、22年の減分については、6,900万円の実際減が出たということであります。これは災害対応の時間外があつたりですとか、共済の関係でちょっと増が出たということで6,900万円ということですが、それらを除きますと1億円ぐらいの減にはなるというように報告を受けております。

次に、右の6ページです。

職員の人材育成ということで、各課にナンバー9の1というのがございます。組織目標の明確化ということで、新たに各課で、その課でやる、取り組むべき事務について目標をしっかり立てろということで実施しております。年度末にはその結果の報告を受け、それを課長の考課の一部にするということであります。

続きまして、ちょっと飛んでいただいて、11ページをご覧ください。

これも本会議の席上で、若干ご説明いたしました市税徴収率の向上ということで、順調という評価であります。右のページ、12ページにそれぞれ表に数字が入っております。市税現年分については、目標が95.79%の徴収率を目指すということだったんですが、23年度は96.02%ということで、目標よりさらに0.23ポイント上回ることができたということであります。

12ページ下、滞納処分の強化。一方で、23年度震災があつたということの中で、差し押さえ、それからインターネット公売等については、少しできなかった部分があるということで、停滞という評価になっております。

次に、16ページをお開きください。

補助金・交付金等の見直し、これが停滞となっております。23年度から補助金見直しの考え方ということで、予算編成時に各課に財政課のほうからお示しし、それに基づいて補助金を見直してくれということで進めてまいりました。

24年の予算編成につきましても、例えば、各補助団体の繰越金が市の補助金より多いような団体、それについては、1年休むなり減額するなりして、少し考えてくださいということの方針をお示しし、各課にお願いしたんですが、各団体とのその話し合いの中で、なかなか思うに任せなかったということで停滞となっております。

それから、18ページをお開きください。

ナンバー42、新庁舎建設の検討、これも停滞となっております。これにつきましても震災対応をしていく中で、庁舎について考えるいとまがなかったということで、停滞ということであります。

ただ、本年第1回の定例会の施政方針においてもご説明いたしましたとおり、今後のその災害対応なども考えたときに、しっかりと耐震の庁舎が必要だということも含めまして、30年度に向けて検討を急ごうということでもあります。

以上、アクションプランの進捗状況の概要の説明です。

もう一点、徴収対策室の取り組み状況についてご報告させていただきます。

すみません、これは資料はございません。

6月に開きました第2回定例会でご説明いたしましたとおり、市では、市民サービスを提供する財源の確保、それから、誠実に納めていただいている方との負担の公平性、これらを確保するために、税をはじめとした各種の市債権について、法律に従って徴収の強化を図るということで、対策室を設置したものであります。

さらに、その7月には、その徴収対策室の取り組みに実効力を持たせるため、副市長と債権所管課の課長で組織する徴収対策会議を設置いたしました。この会議を中心に、徴収強化に係る共通認識を持つとともに、毎月の取り組み目標等を設定し、庁内一丸となって徴収の強化を進めようとするものであります。

現在、重点的に取り組む項目や目標を設定いたしまして、毎月の進捗管理を行うとともに、各債権の滞納者の名寄せ作業を進めております。今後は、この結果を有効活用いたしまして、滞納者の状況にも配慮した効率的な徴収を行っていきたいと考えております。

また、徴収対策の先進団体、これを調査・検討する中で、新たに議会でご議論いただき、議決いただくべき案件が生じてまいりましたので、事前にご報告させていただきます。

1つは、市長の専決処分事項の指定についてでありまして、現在も1つ指定はあるんですが、さらにもう1項目指定していただきたいということでもあります。

市の債権のうち、民民の契約と同等の、いわゆる私債権と呼ばれる学校給食費、それから放課後児童健全育成事業受託料、市営住宅の家賃、水道料金、これらについては、市が自ら滞納処分を行うことはできません。司法の力、いわゆる裁判所の力が必要になるというものであります。この司法、裁判所による滞納処分といいますのは、裁判所に訴えを起こすということが必要になりますので、地方自治法第96条、これによりまして、本来、議会の議決が必要となるものであります。

ただ、少額な訴訟について、その都度、議会の議決をいただくことは効率性に欠けるとともに、時期を逸してしまう可能性があるということで、ある一定金額以下の提訴のような簡易なケースについては、機動的に対応するため、自治法第180条に基づいて、首長の専決処

分事項に指定していただきたいと思いますと考えております。

もう一点、私債権については、時効による債権放棄の問題をはじめ、民法などの法律では、市として十分な対応ができない場合がありますので、債権管理を効率よく行うため、私債権等の管理、取り扱いを定める条例を制定する必要があるだろうと考えております。

これらの2点につきまして、次回、第4回定例会でご議論いただけるよう、現在、準備を進めています。議会の皆様のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、5点ほど報告をさせていただきますと思います。そのうち2件は資料を配布してございます。

初めに、中央病院検討委員会設置要綱をご覧いただきたいと思います。設置要綱と委員の名簿を一緒にしてつづつてあると思います。ご覧いただきたいと思います。

設置要綱第2条、これは高橋委員に、何度ももう少し細かく目的を言えと言われたところなんですけれども、このように1号から4号まで、課題とか対策、そして経営形態について検討していきますよということを述べております。

この要綱の後ろには、委員の名簿がございます。これがお答えした13人の名簿でございます。構成メンバーにつきまして、改めて申し上げることはありませんけれども、このメンバーで10月2日午後3時30分から、第1回の委員会をこの場で行います。もちろん公開で行うということにしてあります。ただ、第1回は、中央病院の現状についてということで、いろんな資料を提出しまして説明したいと、このように考えております。

続きまして、第2点目は、この名簿の後ろに、東日本大震災に伴う国・県の支援金の支給状況という横長の資料があるかと思います。この表をご覧になっていただきたいと思います。

これは毎回報告しているものでありますが、この表の一番下から3行目のところに合計欄がございます。ここに合計の数字が入っています。被害件数は3,723世帯です。次にあるのは、798という数字があらうかと思います。これは国の支援金、被害程度に応じて支援金が支払われる、基礎支援金が798世帯であります。

その右をずっといきまして、ちょっと分かりにくいと思いますが、582という数字がございます。582というのは、住宅の復旧状況、再建状況に応じて支援金が支払われる加算支援金の数字が582ということで、これは約72%と下に数字が入っていますけれども、72%の方に支払われましたと、合計12億5,725万円が支払われましたという数字でございます。

その右側にいきますと、これは国の支援金に対しまして県の支援金です。液状化等の被害を受けた方の支援でございまして、234世帯で1億1,882万1,000円が支払われましたという、こんな数字の報告でございます。

資料を提出しました報告は以上ですけれども、もう3点報告させていただきたいと思えます。

まず1点目は、第4次の国の復興交付金の申請であります。これは今回の補正で提出しました、計上いたしました復興公営住宅についてであります。復興公営住宅につきましては、10月の半ばに国は申請を持って来いということで、今、協議が進んでいるところであります。そういったことで確実にそれは決定されると思えます。そういった状況であることをまず報告申し上げたいと思えます。

それから、2点目ではありますが、道の駅の建設準備委員会の経過であります。これは7月20日、議会全員協議会で、場所を今、決めているところで、中央病院の東側に決定するという、その状況の資料を提出して説明させていただきました。

そのあと、8月2日に第4回建設準備委員会で、まさにそのとおり、中央病院東側の中央病院アクセス道東西線の1キロの範囲の南側か北側に決定させていただきまして、今、各地権者のところをずっと歩いているところであります。歩いているというのは、絶対におれは協力しないよというところだとか、大丈夫だよというところの、その大まかな状況をつかみたくて歩いているよということであります。この辺も報告させていただきたいと思えます。

このあと、9月、今月は、また27日に第6回の委員会を開く予定であります。その委員会では、どんな品物をどの程度、どの程度というのは何%ぐらい販売するか。具体的にいえば、野菜がどのくらい、畜産物がどのくらい、水産物がどのくらいを販売できるんだろうということを話し合う。話し合うことによって面積が決まっていく。建物の面積ですけれども、そういったことを進めていく会議にしたいと思っております。

最後に、今、旭市では、イメージアップキャラクターの公募をしております。9月、今月3日から来月の15日まで公募しております。小学校以上の市民の方に、市内在住、在勤、在学の方に応募してくださいと、1人3点以内ですよということですが、そういったことでイメージアップキャラクターを公募しているということを報告させていただきます。

以上、5点についてでございました。

○委員長（木内欽市） 所管課の報告は終わりました。

所管事項の報告で何かお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

大塚祐司委員。

○委員（大塚祐司） 中央病院の検討委員会というのは、初日から、議員、市民は傍聴できるのかどうか教えていただけますか。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） そのとおりでございます。第1回から公開という形でこの場で行います。ただ、この場所に限りがありますので、人数は少なくとも制限しようかなというふうに、今、そんなふうに考えております。

○委員長（木内欽市） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（木内欽市） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時37分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 木 内 欽 市